

# 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、「認定こども園」の普及が推奨されています。今月号では、認定こども園の概要についてお知らせします。

## 《認定こども園とは?》

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。地域の子育て支援も行います。

## 《認定こども園のメリットは?》

### ■3つのポイント!

- ① 保護者の働いている状況に関わりなく、地域の身近な施設で、どのお子さまも教育・保育を一緒に受けることができます。
- ② 保護者が退職したなど、状況が変わった場合も、通いながら園を継続して利用できます。
- ③ 子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



## 《加東市に認定こども園はありますか?》

認定こども園は、現在加東市にはありませんが、平成27年4月から、私立保育所2園（東古瀬保育園、高岡育児園）が移行予定です。

また、市では兵庫教育大学と連携して、保育士・幼稚園教諭を対象に「幼保一体化に関する研修会」を実施するなど、普及に向けて積極的に取り組んでいます。

## 《認定こども園の一日の流れは?》

	7:30	8:30	9:30	12:00	14:00	16:30
幼稚園部 (3~5歳)		延長登園			順次帰宅	
保育園部 (3~5歳)	早朝保育	通常保育	共通時間 (幼児教育の提供等)	給食	共通時間 (幼児教育の提供等)	通常保育 延長保育
保育園部 (0~2歳)	早朝保育	通常保育			通常保育	延長保育



- 3~5歳児  
14時まで…全員が一緒に過ごします。  
14時以降…幼稚園部は順次帰宅、保育園部は夕方まで保育を受けます。
- 0~2歳児  
全員が夕方まで保育を受けます。(現在の保育所と同様)

※このタイムスケジュールはあくまでイメージです。実際の運営は施設によって異なります。



## 「なぜ幼保一体化か」

わが国の就学前教育機関は、明治初期にフレーベルの幼児教育を積極的に取り入れました。その後、日本のフレーベルといわれる倉橋惣三が、「すべての子どもに同じ保育を」と提唱したにも関わらず、現在まで幼稚園と保育所が別々の管轄の中で発展・継続してきました。就学前教育の理念は同じものでありながら、制度としては幼保二元化でした。なお、多くの教育先進国では、幼保一元化を採用しています。

わが国における3~5歳児の教育・保育内容(カ



兵庫教育大学  
大学院教授  
(幼年教育コース)  
名須川知子さん

リキュラム)は、幼稚園と保育所で差はありません。従って、保護者の就労形態によって区別するのではなく、すべての子どもが同じ施設で、0歳から5歳までの長い期間、養護と教育の融合を考慮した、一人ひとりの発達に応じた保育を受けることが重要です。また、子どもにとって、異年齢との関わりはとても大切なことなのです。

わが国では、制度の一元化は無理でも、施設機能が一体化(認定こども園化)に向かうのであれば、それをきっかけに、保育内容の均質化と、未来をつくる子どもにかかる投資にも期待し、そして、養育者である親と保育者、地域の大人という社会で子育てを考えていければと思います。